

## 01 かかりつけ薬剤師とは

かかりつけ薬剤師制度は、患者さんご自身が選択できるものです。日本の医療の質の向上と患者さんの薬の安全性を高めることを目的として、2016年に導入されました。複数の医療機関を受診している場合、薬の飲み合わせや管理に不安を感じた事はないでしょうか。かかりつけ薬剤師を持つことには、薬の管理や相談がしやすくなるというメリットがあります。



## 02 かかりつけ薬剤師の役割

### ● 担当薬剤師が薬をまとめて管理

かかりつけ薬剤師が、薬の情報を一ヶ所でまとめて把握し、薬の重複や飲み合わせのほか、薬が効いているか、副作用がないかなどを、継続的に確認します。処方薬だけでなく、市販薬、健康食品やサプリメントなどのチェック、相談も受けます。



### ● 体調のチェックと病院への提案

体調の変化などをお聞きして、必要に応じて医師へ薬の変更などを提案します。また、処方箋がない時でも、広く健康相談に応じます。

### ● いつでも相談

薬局が開いていない時間帯、夜間・休日でも薬の相談を電話などで対応します。また、外出が難しい患者さんの場合は、ご自宅に訪問して薬の説明や残薬の確認・整理を行い、飲み忘れ・飲み間違いの防止などを行います。



## 03 かかりつけ薬剤師を持つための手続き

薬局で「かかりつけ薬剤師」の指名が必要です。国が定める一定の要件をクリアした薬剤師の中から、ご希望の薬剤師を1名のみご指名ください。同意書に署名をいただくことで次回から担当させていただきます。

一度決めていただいたかかりつけ薬剤師は、その後いつでも変更可能です。なお、通常の服薬管理指導料が、かかりつけ薬剤師指導料に代わり、3割負担の場合ですと、数百円程度負担が増えます。

メリットはあるのか？ など、疑問・不安があると思います。まずは行きつけの薬局で相談してみましょう。

より良い医療と健康管理を実現するため、そこから、ご自身のニーズにあった薬剤師を決めてみてはいかがでしょうか。

